

聖籠町告示第18号

聖籠町国民健康保険税減免取扱基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月6日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町国民健康保険税減免取扱基準の一部を改正する告示

聖籠町国民健康保険税減免取扱基準（平成22年聖籠町告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

<p>第2条第1項第3号（旧被扶養者）</p>	<p>後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者又は65歳以上で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）で条例第22条第1項第2号に該当する者について当分の間減免措置を講ずる。</p>	<p>1 旧被扶養者に係る所得割額を免除する。 2 旧被扶養者の均等割額について、法定軽減額と合せて半額となるよう減額する。（旧被扶養者の属する世帯が7割、5割の減額該当世帯である場合は適用しない。） 3 旧被扶養者のみの単身世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯の平等割額について法定軽減額と合せて半額となるよう減額する。（旧被扶養者の属する世帯が、7割、5割の減額該当世帯又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号ロに規定する特定世帯である場合は適用しない。）</p>	<p>・旧被扶養者に該当する旨を記載した資格喪失連絡票 ・転入の場合は旧被扶養者異動連絡票（別記様式）</p>
-------------------------	---	---	---

を

」

<p>第2条第1項第3号(旧被扶養者)</p>	<p>後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者又は65歳以上で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)で条例第22条第1項第2号に該当する者について当分の間減免措置を講ずる。</p>	<p>1 旧被扶養者に係る所得割額を免除する。</p> <p>2 旧被扶養者の均等割額について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、法定軽減額と合せて半額となるよう減額する。(旧被扶養者の属する世帯が7割、5割の減額該当世帯である場合は適用しない。)</p> <p>3 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者の属する世帯の平等割額について法定軽減額と合せて半額となるよう減額する。(旧被扶養者の属する世帯が、7割、5割の減額該当世帯又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯である場合は適用しない。)</p>	<p>・旧被扶養者に該当する旨を記載した資格喪失連絡票</p> <p>・転入の場合は旧被扶養者異動連絡票(別記様式)</p>
-------------------------	---	--	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の聖籠町国民健康保険税減免取扱基準の規定は、平

成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。